

建築物所有者・管理者向け

民間建築物の 耐震改修補助制度のご案内

耐震改修をすすめる3本の矢がそろいました。

- 1 埼玉県民間建築物耐震改修補助制度
- 2 耐震化融資制度（耐震診断・設計・工事費への融資）
- 3 埼玉県耐震サポーター登録制度
（建築士事務所や施工業者の紹介）

昭和56年以前に建築された一定規模以上の建築物
の建築主の皆様へ

埼玉県では「多数の方が利用する建築物」や
「地震による倒壊等で緊急輸送道路を塞ぐおそれのある
建築物」に耐震化の費用の一部を補助しています。

詳しくは裏面をご覧ください。

埼玉県のマスコット「コバトン」



「埼玉県民間建築物耐震改修補助制度」

(建築物の所在地が12市※の場合は各市にお問い合わせください。)

建築物の条件

- 所在地：埼玉県内で所管行政庁(12市※を除く区域)にあること
※さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市
- 建築時期：昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの
- 所有者：当該建築物の所有者が国、地方公共団体又は独立行政法人等ではないこと

【耐震化補助事業の対象となる建築物】

- 1階建て以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
・体育館(一般公共の用に供するもの)
- 2階建て以上かつ床面積の合計が500㎡以上のもの
・幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所
- 2階建て以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム
・老人福祉センター、児童厚生施設、障害者福祉センター
・小学校、中学校、特別支援学校など
- 3階建て以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの
・高等学校、各種学校、大学など
・ボーリング場、スケート場、水泳場など
・病院、診療所
・劇場、観覧場、映画館、演芸場
・集会場、公会堂
・展示場
・卸売市場
・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
・ホテル、旅館
・事務所
・賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿
・遊技場
・公衆浴場
・飲食店、キャバレー、料理店など
・理髪店、貸衣装屋、銀行その他サービス業を営む店舗など
・工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物除く)

【補助の対象となる区分】

- 耐震診断
 - 耐震補強設計
 - 建替設計※1
 - 耐震改修工事
 - 建替工事※
 - 除却工事※2
- ※1k値<0.3の建築物が対象(但し緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある場合はk値<0.6) ※2令和5年度から、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある場合に加え、多数の者が利用する建築物も対象

その他の条件

- 耐震改修工事は補強設計内容について、建替工事及び除却工事については耐震診断内容について、耐震判定委員会等の評価を得たもの

【補助率】

- 耐震診断費 補助率 2/3
- 設計費 補助率 2/3
- 工事費 補助率 23%※
限度額1,300万円
(設計費と工事費をあわせた額)

※左記建築物で、地震等により緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある場合

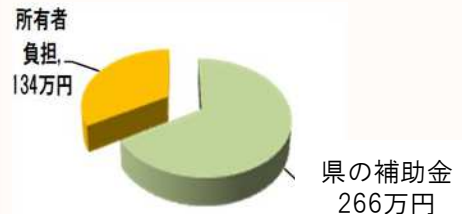
- 補助率 2/3
- 限度額 4,400万円
(設計費と工事費をあわせた額)

■参考(3,000㎡の建物の場合目安)

- 耐震改修費用 計4,000万円～5,000万円
・耐震診断 約400万円
・補強設計 500万円前後
・改修工事 3,000万円～4,000万円

□補助のイメージ

(耐震診断費 400万円の場合)



耐震全般 に関するご相談

HP

埼玉県 建築安全課 耐震

検索

埼玉県 都市整備部 建築安全課 震災対策・構造指導担当
TEL: 048-830-5527 (直通)